

会 派 民 主 要 望 項 目 一 覧

令和4年度当初分

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>1 新型コロナウイルス感染症の無料のPCR検査について 今後、感染の拡大や受験等で県外移動が増加する状況等を考慮に入れ、無料のPCR検査の受検期間を延長すること。</p>	<p>感染不安を感じる県民等に対して行っている無料検査は、特措法第24条第9項に基づく要請として、国とも協議を行った上で実施しているものであるが、2月以降の対応についても感染拡大が続いている状況を踏まえ、延長することとした。</p> <p>・感染拡大傾向時におけるPCR等検査無料化事業 473,000千円</p>
<p>2 JR西日本のダイヤ改正と支社機能の維持等について JR西日本が実施する本年3月ダイヤ改正について、米子支社管内では特急列車8本を含め45本を削減するとされており、昨年10月ダイヤ改正での大幅な減便と合わせて、利便性の低下による利用者離れの加速や誘客への影響が懸念される。</p> <p>また、米子支社を含む中国地方の三つの支社の総務部門を統合し、広島に集約する組織再編も計画されている。</p> <p>この度のダイヤ改正や組織再編について、地域の十分な理解が得られたとは言い難いため、改めて地域の要望・実情に真摯に耳を傾け、自治体等の理解の上での実施となるよう、継続してJR西日本へ働きかけること。</p> <p>県として、鉄道をはじめ、公共交通機関の利用促進に向けた更なる広報活動や施策の充実を図ること。</p>	<p>ローカル鉄道の維持・存続に向けた支援について、JR西日本に対して、ダイヤ改正の見直しやコロナ後の復便等について、県、市長会、町村会での3団体要望や島根県との6団体要望、関西広域連合、中国地方知事会での要望を実施しており、令和3年12月19日に行った山陰両県6団体による共同要望や令和4年1月25日に行った中国地方知事会での要望では、「利用者はもちろんのこと、地元自治体への事前周知を十分に行い、理解を得られるよう努めること」を要望した。今後も関係各所と連携し、JR西日本へ働きかけていく。</p> <p>また、令和4年度当初予算案において、公共交通利用促進宣言を行った企業・団体の取組を支援するなど、公共交通の利用促進を県民運動として推進する事業についても検討している。</p> <p>・鳥取型MaaSによる地域交通サービス化推進事業 18,600千円</p>
<p>3 民生委員等のなり手不足について 今年度は民生委員・児童委員の改選期であるが、民生委員・児童委員のなり手不足、高齢化が問題となっている。</p> <p>特に主任児童委員は、鳥取県の示す「民生委員推薦会の手引き」で原則65歳未満とされている中、現状は4割を超える委員が65歳以上である。平成6年厚生労働省が示した要項では「年齢要件は地域の実情を踏まえた運用ができる」とされており、鳥取県においては主任児童委員の年齢要件を「原則70歳未満」に引き上げること。</p> <p>併せて、制度のあり方について、国に検討を求めること。</p>	<p>主任児童委員のなり手を確保するため、現状を点検の上、主任児童委員の年齢要件を「原則65歳未満」から「原則70歳未満」へ引き上げる見直しを検討する。</p> <p>また、民生児童委員等の制度の在り方については、鳥取県民生児童委員協議会と相談し、必要に応じて国に要望等を行っていく。</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>4 鳥取県親亡き後の安心サポート体制構築事業について 親亡き後の安心サポート体制構築事業の拡充を図ること。</p>	<p>安心サポートファイルを活用した支援体制の構築について、連携して取り組んでいる鳥取県手をつなぐ育成会（知的障がい者の保護者団体）会員に対しては一定程度普及したものと考えており、今後は他の障がい者団体や特別支援学校などへも取組を広げるため、検討委員会を設置して議論するとともに、普及啓発の実施にあたるコーディネーターを配置し、サポート体制を拡充していくよう、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・親亡き後の安心サポート体制構築事業 3,511千円</p>
<p>5 医療的ケアの必要な児者への支援について 医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケアの必要な子どもたちにも希望の幼児教育（幼稚園、保育所、認定こども園）・就学が保障されるよう取り組むこと。</p>	<p>医療的ケア児とその家族が地域で安心して暮らせるよう、様々な相談に総合的に対応するとともに、関係機関との円滑な連携体制を構築するため、医療的ケア児支援センターの設置を、令和4年度当初予算案において検討している。</p> <p>医療的ケア児の保育所等への入所については、受入体制の整備のため、市町村において保護者の希望を早期に把握し、県は、既に受入れを行っている市町村の実践事例や受入マニュアル等の他市町村への横展開、連携協定を締結している看護協会による入所相談・受入調整、看護職員の派遣制度及び国の補助制度の活用の周知等により市町村の体制整備に向けた支援を行う。</p> <p>医療的ケア児支援法の施行により、今後市町村立学校での医療的ケア児受け入れのケースが増加することが予見されるため、看護師や専門性の高い教員などの人的配置、研修の充実、医療的ケアについての理解・支援体制の充実について、引き続き、市町村教育委員会と連携し推進していく。</p> <p>・医療的ケア児総合支援事業 54,973千円</p>
<p>6 DV被害者や子どもの自立支援活動等を行いたい県民への情報提供、相談窓口の周知について コロナ禍の影響等でDV被害者や困窮する親・子の社会問題に対し、支援活動を行う際の相談窓口の周知を一層図るとともに、各種制度の担当課へのつなぎやマッチングについて配慮すること。</p>	<p>DV被害者支援や困窮する親・子等にかかる相談窓口は、県のホームページ「こんなときにはここへ行きましょう」や冊子「とっとり子育て応援ガイドブック」等で紹介しているが、より多くの県民の方に知っていただけるよう引き続き周知を図る。</p> <p>なお、DVに係る支援活動についての相談は、県庁や各地方機関等で対応を行っており、どこに相談をいただいても適切な対応ができるよう関係機関で情報共有を図りながら対応するよう努めていく。</p>
<p>7 障がい特性の正しい理解の促進等について 障がい当事者による障がい者理解公開講座等、障害者差別解消法、あいサポート条例をより実効性あるものにするため、民間事業者や県民に、障がいの特性や障がい者の正しい理解が進むよう、一層の施策の推進を図ること。</p>	<p>障害者差別解消法やあいサポート条例を実効性のあるものとするため、障害者差別解消法を先取りした取組である「あいサポート運動」を民間事業者や県民にさらに拡げていくこととし、障がい当事者による障がい者理解公開講座やあいサポート研修等を通じて、障がいの特性などを理解し、障がいのある方が困っているときにちょっとした手助けの実践がされていくよう、啓発活動など幅広く展開していく。</p> <p>・あいサポート推進事業 9,830千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>8 事業者への「合理的配慮の提供」の義務化に伴う周知等について 令和3年5月に、民間事業者に「合理的配慮の提供」を義務付けるよう障害者差別解消法が改正されたところであるが、未だ法律自体が十分浸透しておらず、障がい理由とする差別のない共生社会の実現には至っていない状況である。改正された制度の周知及び事業者の社会的障壁の除去に積極的に取り組むこと。</p>	<p>民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることに伴い、障害者差別解消法や「合理的配慮の提供」と同意義であるあいサポート運動について、民間事業者等への普及啓発やあいサポート運動への参加を促すとともに、民間事業者が社会的障壁の除去に積極的に取り組む際に必要となる経費（研修の実施や備品購入等）の支援拡充について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・ともに生きる「あいサポート企業・団体」拡大事業 15,464千円</p>
<p>9 聴覚障がい者に配慮した情報提供について 聞こえない、聞こえにくい方々のために、NHK及び民放の地方ニュース・番組に字幕付与並びに手話言語を挿入するようさらに働きかけるとともに、防災無線のすべての情報をリアルタイムで把握できるよう市町村に対し助言し支援すること。 また、新型コロナウイルス感染症など、緊急連絡先の24時間対応ができるようにすること。</p>	<p>NHK、民放テレビ局のローカルニュースにおける手話や字幕等の導入については、放送事業者が実施に係る費用、実施体制等を検討し、判断されるものであるが、県としても、引き続き機会を捉えて放送事業者へ働きかけを行っていく。</p> <p>市町村に対しては、防災行政無線の情報など住民向けの情報について、多様な手段を用いて提供が図られるよう理解を求めていく。</p> <p>聞こえない人等の新型コロナに係る「受診相談センター」の相談受付については24時間対応ができるよう、昼間のファックス受付のほか、夜間はメールでの相談受付体制を構築しており、引き続き丁寧な対応を行っていく。</p>
<p>10 障がい者専用避難所の設置・運営について 知的障がい児・者の中には、移動行動、集団行動や閉鎖空間等が苦手な者が多く、一般の避難所で地域住民と一緒に過ごすことが困難な場合もあり、市町村に対し障がい者専用避難所の設置・運営等について助言および支援すること。</p>	<p>避難所や福祉避難所の整備に関しては、県防災・危機管理交付金や、福祉避難所事前配置資機材整備事業補助金で支援するほか、緊急防災・減災事業債で財政措置されるため、同事業債の積極的な活用について市町村に案内しており、今後も必要な助言や支援を行っていく。</p> <p>・避難所の生活の質向上事業 3,950千円</p>
<p>11 視覚障がい者等の同行援護従事者について 視覚障がい者の外出を支える「同行援護従業者」単独での養成研修が、本県では令和元年から現在まで3年間実施されておらず、「同行援護従業者」が不足している。また、同行援護は提供する事業所が少なく、当事者がサービスを十分に受けられない状況となっている。このことから、以下の取り組みを行うこと。</p> <p>①令和3年度は西部においても研修を実施し、来年度以降も東・中・西部で単独実施し、回数を増やすなど受講機会を増やすこと。</p> <p>②研修講師となる歩行訓練士・視能訓練士を養成すること。</p> <p>③適正なサービス量の提供が行われるよう、県内の「同行援護従業者数」の把握と、市町村ごとの「視覚障がい者・盲ろう者数」を把握・公表し、取り組み・連携を促す等、同行援護事業サービスの実態調査を推進すること。</p>	<p>視覚障がい者の情報アクセシビリティを支援する同行援護従事者の確保と育成を図るため、同行援護従事者の募集広報や研修受講に係る支援など人材育成について、令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>なお、来年度、障がい者の実態・ニーズ調査を予定しているが、その中で同行援護従業者数や同行援護事業サービスの利用状況・課題等についても調査することとしており、適正なサービス量の提供が行われるよう、事業所とも連携して取組を進める。</p> <p>また、「視覚障がい者・盲ろう者数」の公表については、障がい種別によっては手帳所持者数が少ないことなど、障がいのある方への配慮から一律の公表は控えているところであり、適切な公表のあり方について検討したい。</p> <p>・障がい者情報アクセスモデル県推進事業（うち同行援護従事者確保推進事業） 5,000千円</p> <p>・地域生活支援事業（障がい者福祉従業者等研修事業）（うち同行援護従業者養成研修） 1,965千円</p> <p>・障がい者の実態・ニーズ調査事業 5,000千円</p>

要望項目	左 対 する 対 応 方 針 等
<p>12 生活福祉資金貸付事業の借受者への支援体制強化について</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い令和2年3月に開始した特例貸付は、6度に亘る受付期間の延長が行われ、緊急小口資金の利用申請が3,847件、総合支援資金（新規・延長・再貸付）が6,439件（令和3年10月31日現在）と、リーマンショック期を大幅に超える件数となった。</p> <p>借受者の生活も回復までは長期間を要するものと見込まれ、生活困窮者自立支援制度との効果的な連携を図りつつ、長期に亘る債権管理及び借受者への支援体制の強化が可能となるよう、国・県において財源を確保すること。</p> <p>また、市町村の社会福祉協議会における人的な体制整備への支援を行うこと。</p>	<p>生活福祉資金の特例貸付については、債権管理及び各自自治体が行う借入者に対する生活再建支援への必要な財政措置等について国に要望してきており、今後も国に訴えかけていく。</p> <p>また、令和4年度からの特例貸付の償還開始等を踏まえて、県社協に配置している借入者の生活再建支援のための支援員を増員するほか、県が市町村の自立相談支援機関のサポート等を行うことを令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>特例貸付に係る市町村社協の人的な体制整備に要する経費については、実施主体である県社協から市町村社協への委託経費の中で措置しており、今後も、長期にわたる債権管理等により市町村社協の業務に支障が生じないよう支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ後の生活困窮者総合支援事業 86,338千円
<p>13 福祉人材の確保・育成・定着に向けた支援策について</p> <p>介護や保育等の福祉の魅力が教育現場や地域社会に浸透し、福祉人材の確保につながる仕組みづくりを継続するとともに、就職後のフォローとして福祉従事者の研修充実や、やりがいをもって働きつづけることができる環境づくりへの支援を充実すること。</p>	<p>介護分野において、介護未経験者を対象とした「入門的研修」を学校教員等にも案内するとともに、「鳥取県中高生夏休み介護の仕事体験」や「介護フェア」を実施するなど、教育現場や、地域、住民の方に対する介護のイメージアップや理解促進のための取組を介護関係団体等と連携して進めている。</p> <p>また、就労から3年目までに離職者が多いことから、「若手従事者のための介護の未来創造研修事業」を実施し、介護の仕事へのモチベーション維持や介護職員同士のつながりを深める取組を実施しており、今後も継続して介護職員の職場環境の改善につながる活動を支援していく。</p> <p>保育については、保育士・保育所支援センターによる潜在保育士等の就職支援や現職保育士の相談窓口の設置、若手保育士を活用した県内高校生等を対象とした積極的な魅力発信等を引き続き実施するほか、保育士養成校に進学する学生に対する修学資金貸付などの経済支援を行い、人材確保に取り組んでいく。</p> <p>また、保育人材の育成・定着を目的とした保育専門員による保育所等訪問、保育士等を対象にした保育所保育指針実践研修などの実施により質の向上を図るほか、鳥取短期大学と連携し、保育士の早期離職を防ぎ、定着に向けた取組を検討する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「介護で働きたい！」を増やす参入促進事業 22,214千円 ・介護職員向け研修・職場環境向上事業（若手従事者のための介護の未来創造研修事業） 810千円 ・保育の未来人材を呼び込む魅力発信事業 3,673千円 ・保育士確保対策強化事業 15,666千円 ・保育・幼児教育の質の向上強化事業 12,754千円

要望項目	左 に 対 す る 対 応 方 針 等
<p>14 災害時の福祉支援の強化について 災害ケースマネジメントや鳥取県災害派遣福祉チーム（DWA T）の体制や機能を充実させること。</p>	<p>災害ケースマネジメントの取組が浸透していくよう市町村へ継続して働きかける他、市町村役所内での研究会の開催支援や今年度中に作成予定の手引書を活用して市町村における具体的な手法や手順の確立を図っていく。</p> <p>鳥取県災害派遣支援チーム（DWA T）については、市町村と連携した避難所運営の実動訓練や先遣隊員を養成する研修を新たに行うほか、対象となるメンバーを従来の介護福祉士、社会福祉士、介護支援専門員以外に保育士等にも広げ、チーム員の確保を図るとともに、資質向上に向けた研修の充実について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県災害ケースマネジメント社会実装事業 12,006千円 ・災害時における福祉支援機能強化事業 18,696千円
<p>15 腎臓専門医等の充実について 腎臓専門医・透析専門医や透析介護認定看護師等を人材育成するとともに、県内各医療機関（透析施設）に配置できるよう支援すること。</p>	<p>県内における専門医（腎臓専門医・透析専門医）の育成と腎疾患治療（透析医療、移植医療）の充実強化を図るため、令和4年4月に鳥取大学医学部附属病院が院内に新設する「腎センター」に対する支援を令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>また、鳥取県内の医師及び看護師の確保に向けて、医学生や看護学生への奨学金等の貸与、地域医療体験研修、看護現場体験研修、看護職員が働き続けられる環境の整備への支援等の総合的な医師・看護師確保策を講じ、透析専門医・腎臓専門医、認定看護師も含め県内で勤務する医師・看護師の確保に引き続き努めていく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取大学医学部附属病院腎センター支援事業 9,800千円
<p>16 歯科技工士の確保について 鳥取歯科技工士専門学校が2年連続募集停止となり、県内でも早晚歯科技工士の不足が起きてくることが考えられる。同学校について多様なアイデア、意見を聞き取り、県としても歯科技工士の確保に支援協力すること。</p>	<p>令和3年11月に、県内の歯科技工士の確保に向け、歯科技工士の現状、今後の見通しや考えられる確保策など歯科医療関係者との意見交換を行ったところであり、引き続き、歯科医療関係者等と連携を図りながら、歯科技工士確保に向けた検討をしていく。</p>
<p>17 ひとり親家庭への支援拡充について 長引くコロナ禍の影響で、生活や子育てに困窮するひとり親家庭からの相談が高まっていることから、「ひとり親家庭寄り添い支援事業」を継続・拡充（東・中部での相談回数の増）を図ること。 また、相談窓口での受付から問題解決へと迅速に導くため、家計や法律相談につなぎやすい体制づくりを支援すること。</p>	<p>ひとり親家庭相談支援センターについては、東部の開所日を令和4年度から第2・4土曜日から毎週土曜日に増やすことを検討しており、中部については相談件数が増えれば、委託先である鳥取県母子寡婦福祉連合会と相談しながら開所日の増も検討する。</p> <p>また、金融広報アドバイザーである相談員による家計相談研修や、法テラスとの連携による法律相談など、関係機関と連携しながら、適切な支援が受けられるよう、引き続き支援していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭寄り添い支援事業 3,560千円

要望項目	左に対する対応方針等
<p>18 子どもの権利擁護について</p> <p>県下の児童相談所に一時保護された子どもの権利擁護のための代理人（アドボケイト）制度の創設を検討されている。可能ならば子どもに関わる事業者、例えば養護施設や里親等にも広げること。</p> <p>また、スタートに当たっては少なくとも「児童の権利に関する条約」に基づいた研修を関係者に行うこと。</p>	<p>県のアドボカシー制度については、令和3年度より学識経験者、児童福祉施設代表者、里親代表者、社会的養育経験者及び児童相談所等により創設に向け検討しているところであり、他県の事例なども参考にしながら、養護施設や里親等で社会的養育を受けている子どもにも向けた制度創設に向けて検討を進めていく。</p> <p>また、制度開始時には関係者に必要な研修を行い、アドボケイトが適切に子どもの意見表明を支援できるよう進めていくとともに、県版アドボカシー制度構築に向けた試験的なアドボカシー運用やアドボケイト養成のための研修実施について令和4年度当初予算案で検討している。</p> <p>・社会的養育における子どもの権利擁護推進事業 6, 159千円</p>
<p>19 幼稚園、認定こども園について</p> <p>特別な支援を必要とする子どもたちが増える中、専門的知識、技能の習得が求められている。しかし、その様な人材育成のための特別支援学校教諭普通免許取得認定講座は夏季休業中に集中している。講習の時期等を考慮し多くの保育者が受講できるよう配慮すること。</p>	<p>免許法認定講習は特別支援学校教員及び特別支援学級担任の特別支援学校教諭免許状の保有率向上が主な目的であり、開催時期については、教員が参加しやすく、講師（大学教授等）の意向を踏まえた夏季休業期間の土日を中心に設定している。</p> <p>夏季休業中以外の受講方法としては、国立特別支援教育総合研究所が開催する免許法認定通信教育において、視覚、聴覚障がい教育領域の2科目が受講できるので今後周知していく。</p>
<p>20 国産米の需要拡大と食糧安全保障の確保について</p> <p>消費の多様化等に対応した国産米の需要拡大に向け、関係業界の横断的連携による消費拡大を推進するとともに、子ども食堂やフードバンク、学生等への国産米供給に対する支援等の米の需給緩和対策を行うこと。</p> <p>また、国民の命を守るために、食糧安全保障の確保について国に要望し、国産国消・地産地消を一層推進すること。</p>	<p>県産米の需要拡大への支援について、県内農業関係団体や米卸売業者と連携した県内外での県産米の需要喚起や消費拡大のためのキャンペーンの実施、さらには県内農業関係団体や農業法人自らが販路開拓等に取り組む事業に対し支援することとしている。</p> <p>また、子ども食堂などへ米を提供する国が行うコロナ影響緩和特別対策事業については、県内関係団体の声を伺いながら、必要に応じて対応を検討していく。</p> <p>なお、合理的な価格で安定的に国民に食料供給することは、食料・農業・農村基本法において国の基本的な責務とされていることから、JAグループ等の意見を伺いながら、必要に応じて国要望の対応を検討する。</p> <p>・食のみやこ鳥取県推進事業（おいしい鳥取PR推進事業） 36, 672千円</p> <p>・「食のみやこ鳥取県」米消費拡大事業 855千円</p> <p>・「星空舞」ブランド化加速事業 19, 129千円</p>
<p>21 スマート農業を含む技術開発・社会実装の加速化等について</p> <p>みどりの食糧システム戦略で掲げられた目標の達成に向けた取り組みを推進するため、スマート農業の社会実装の加速化、革新的な技術・生産体系・品種の開発・普及、家畜改良の推進及び低コスト化等に向けた支援を拡充するとともに、農業支援サービスの開始など、関係事業者の事業転換・再構築に向けた支援を創設すること。</p>	<p>改訂した「鳥取県農業生産1千億円達成プラン」の重点分野に「環境に配慮した農業の推進」を新たに追加し、みどりの食料システム戦略の取組等を推進するとともに、令和4年当初予算案において革新的な技術などの開発について検討する。加えて、プランに示したスマート農業や家畜改良等の推進についても検討する。</p> <p>・環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業 12, 291千円</p> <p>・スマート農業社会実装加速化総合支援事業 83, 073千円</p> <p>・県優良種雄牛造成事業 27, 724千円</p> <p>・生乳増産対策支援事業 12, 116千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>22 百塚 88 号墳の保存について 米子市淀江地区の埋蔵文化財、百塚 88 号墳が保存できるよう検討すること。</p>	<p>百塚 88 号墳は既に埋蔵文化財発掘調査が終了しており、調査後の跡地は公益財団法人鳥取県環境管理事業センターが盛土及び緑化作業を行い、保護されている。発掘調査成果及び出土品は、米子市が過去に発掘された百塚遺跡群の出土品とともに資料館で展示するなど、広く公開、活用することとしている。</p> <p>今後、県としても、淀江地域の遺跡群及びその跡地や青谷上寺地遺跡・妻木晩田遺跡をはじめとする県内の遺跡の復元整備や情報発信などにより、歴史文化資源の利活用による地域づくりを支援・推進していきたい。</p> <p>・【2月補正】地域の歴史・文化発信事業 10,000千円</p>
<p>23 除雪対策について 大雪時の道路幅員の確保のためや、交差点の通行が可能となるよう右折レーンも含め、排雪を実行すること。また、通学路等を確保するため、歩道除雪を実行すること。</p>	<p>大雪時においては、緊急車両等の通行が可能な道路幅員を確保することを優先し、主要な交差点においても交差する道路や右折車線の通行に支障が生じないように配慮しながら一体的に除雪を行っている。交差点等の除雪においては、堆積場所が確保できない場合など必要に応じて排雪を実施する。また、歩道についても、地域の協力も得ながら、学校周辺の通学路や駅・バス停など、歩行者が多い区間について速やかに実施する。今後の大雪時においても、除雪をしっかりと行い、道路交通の確保に努める。</p>
<p>24 自動車運転免許の高齢者講習、認知機能検査委託料について 高齢者講習、認知機能検査を自動車学校が受託しているが、講習に充てられるスタッフが足りないうえ、経費もかかっている。これらの現状に鑑み、委託料単価の引き上げとともに、手数料 100%を委託料に上乘せするなど、受託先である自動車学校が適確な講習や検査を実施できるよう、必要な支援を行うこと。</p>	<p>改正道路交通法が本年5月13日に施行されることに伴い、高齢者講習及び認知機能検査の手数料額の引上げと、高齢者講習等の受講件数に応じた委託料の増額を検討している。</p> <p>高齢者講習等の委託料は、その財源とする手数料額が道路交通法施行令で定める手数料額を標準として、各都道府県において条例で規定されており、本県の高齢者講習・認知機能検査の委託料については、その額の範囲内で、物件費や人件費を算出した上で設定しているところであり、今後も引き続き、適切に高齢者講習が実施できるよう、状況に応じて対応していく。</p>